

～より良い医療を安定的に提供していくために～

福岡市立2病院の 経営方法が変わります

「こども病院・感染症センター」と「福岡市民病院」は、平成22年4月の地方独立行政法人化に向けて準備を進めています。

法人化によって、医療の質や患者サービスをより一層向上させ、市民に必要な医療を継続的に提供できるよう、より効率的・効果的な病院経営を行っていきます。

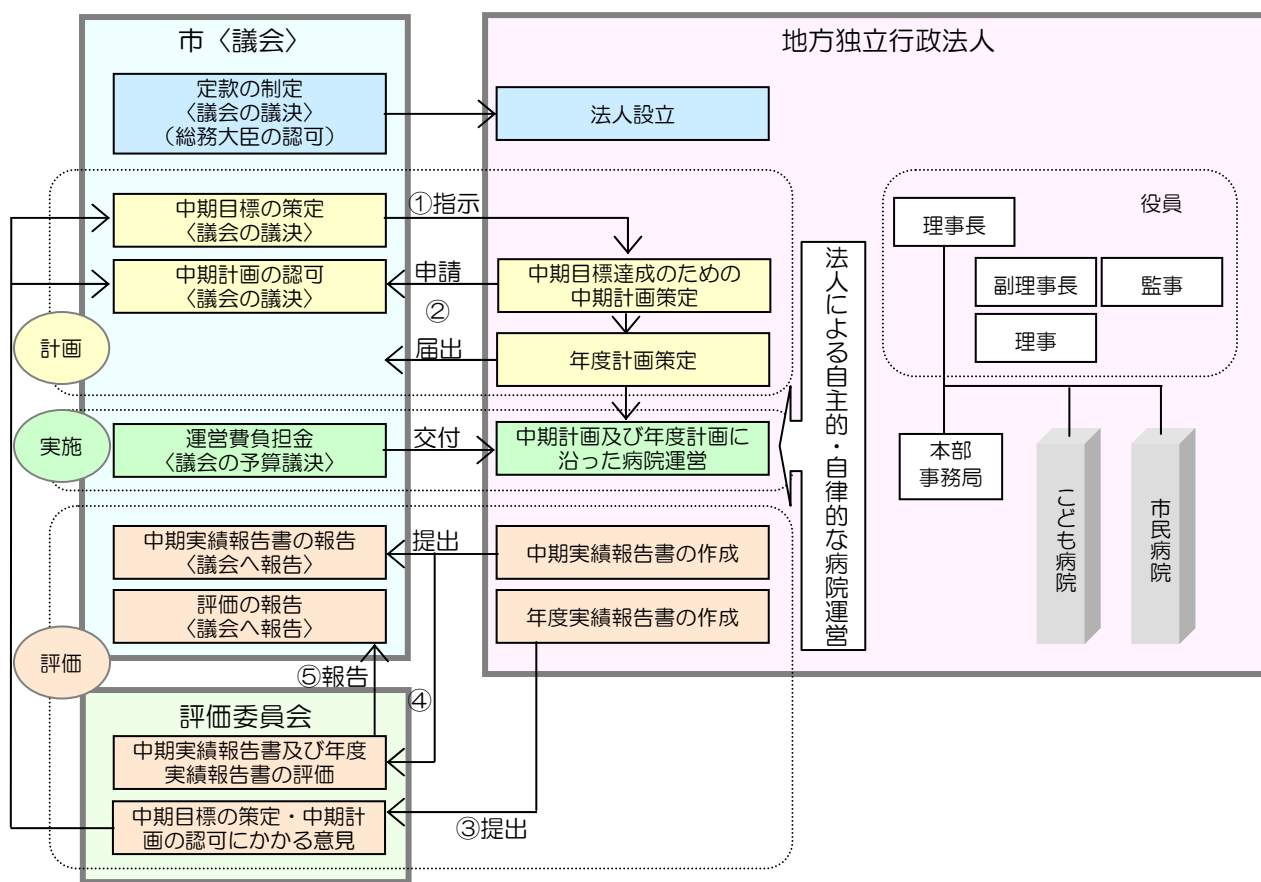
福岡市

地方独立行政法人とは

地方独立行政法人は、地域において必要な事業で、民間では必ずしも実施されないおそれがあるものを、効率的・効果的に行うことを目的に、市が100%出資して設立する法人です。

地方独立行政法人制度は、市が適切に関与しながら、法人が自主性を発揮し、医療環境などの変化に柔軟に対応した効果的な運営ができるしくみとなっています。

市〈議会〉と地方独立行政法人の関係



- ① 市は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として策定します。
- ② 法人は、中期目標を達成するための中期計画を作成し、市の認可を受けます。また、各年度の計画を作成し、市に届け出ます。
- ③ 法人は、各年度終了後、その業務について評価委員会の評価を受けます。
- ④ 法人は中期目標期間終了時、中期実績報告書を市に届け出、評価委員会の評価を受けます。
- ⑤ 評価委員会は、中期目標期間の実績及び各年度の実績について評価を行い、その結果を法人に通知し、市に報告します。



地方独立行政法人になって変わること

*医療の質・サービスが向上します。

病院現場でのより迅速な意思決定が可能になることにより、市民や患者のニーズにより柔軟に対応できるため、医療の質・サービスが向上します。

*より効率的な病院経営を行っていきます。

経営の自由度が増すため、多様な契約手法を導入するなど、法人化のメリットを最大限に生かした効率的な経営を行っていきます。



地方独立行政法人になっても変わらないこと

*市立病院の使命と責任を果たします。

これまで市が行ってきた小児医療、救急医療、高度医療は、市が示す中期目標のもと、引き続き法人が担っていきます。

*政策医療に必要な費用は市が負担します。

採算がとれなくても実施すべき医療に対する費用は、これまでどおり市が負担していきます。



これまでの経緯

こども病院・感染症センターと福岡市民病院は、これまでも患者サービスの向上や経営改善に努めてきました。

しかし現在の地方公営企業法一部適用という経営形態では、大きく変化する医療環境に対応していくには、限界がありました。

そこで、平成 20 年 1 月、福岡市病院事業運営審議会に市が担うべき医療を安定的・継続的に効率的に提供していくための「経営形態のあり方」について諮問し、平成 20 年 6 月に「市が担うべき医療を安定的・継続的かつ効率的に提供していく経営形態としては、両病院の現状を踏まえると、地方独立行政法人を選択することが望ましい」との答申を受けました。

この答申を踏まえ、平成 22 年度に市立 2 病院を運営する地方独立行政法人を設立する方針を決め、平成 21 年 3 月議会で、「地方独立行政法人福岡市立病院機構定款」と「地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例」が議決されました。

Q

&

A

Q. どうして法人に移行する必要があるのですか？

現在の市立病院では、制度上、現場の責任者である病院長の権限に制約があり、医療環境の変化に応じた柔軟で素早い対応ができず、より質の高い医療の提供やサービスの向上が難しい環境にあります。

また、医療を安定的に継続して提供していくためには、病院の経営基盤を確立し、持続可能な病院経営を行う必要があります。

病院を取り巻く環境の変化に対応し、これからも市立病院としての役割を担っていくためには、法人への移行が必要です。

Q. 地方独立行政法人になると民間病院になって、市立病院ではなくなるのですか？

市が100%出資して設立する法人が運営します。市立病院として、これまでどおり公的な役割を果たし、市民に必要な医療を提供していきます。

**Q. 市はどのように関与するのですか？**

市は、法人が達成すべき目標（中期目標）を議会の議決を経て策定し、法人に示します。中期目標には、提供する医療の内容や業務・サービスの質の向上に関する事、業務改善・効率化に関する事などが規定されます。

また、中期目標を受けて法人が作成した中期計画を議会の議決を経て認可します。毎年の事業実績や目標の達成状況は、市の附属機関として新たに設置する評価委員会が評価し、その結果は公表されます。

Q. 市民に必要な医療は確実に実施されるのですか？

法人に移行しても、市立病院としての役割は変わりません。

これまで市が行ってきた小児医療、救急医療、高度医療などの市民に必要な医療は、市が示す中期目標のもと、引き続き法人が担っていきます。

なお、採算がとれなくても実施すべき医療に対する費用は、これまでどおり市が負担していきます。

福岡市立病院は、より質の高い医療の提供やサービスの向上をめざし、市民に必要な医療を安定的・継続的、そして効率的に提供できるようこれまで以上に努力してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

福岡市保健福祉局市立病院担当

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL 092-711-4271 FAX 092-733-5766

E-mail byoinkaikaku@city.fukuoka.lg.jp

URL <http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/byoin/shisei/byoinkaikaku.html>